

## ウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現を強く求める意見書

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻から 1 年以上が経過したが、このことは力による一方的な現状変更を認めないという国際秩序の根幹を揺るがすものであり、平和的解決を求める全世界の願いもむなしく、軍事行動という最悪の手段を行使し続けるロシアの暴挙は、厳しく糾弾されるべきである。

自国の平和と安定を望むウクライナの主権と国民の思いは尊重されるべきであり、このような軍事的侵略は、国際法や国連憲章での深刻で重大な違反であり、断じて容認できるものではない。

この間ウクライナでは民間人 8 千人以上の犠牲者が出ていると国連からの情報もあり、今月もウクライナ各地に大規模ミサイル攻撃を仕掛けさらに犠牲者が出ているとされる。

ロシアのプーチン大統領は、核兵器の使用につながる意思を示しており、唯一の被爆国である我が国として、絶対に許すことはできないものである。

志賀町議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対して強く抗議するとともに、ウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現を強く求めるものである。

また、日本政府においてはウクライナ・ロシア両国に在留する邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、ウクライナに対する人道支援、避難民支援に尽力されることを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 1 7 日

衆議院議長 細田 博之 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

志賀町議会議長 南 正紀